

下水道管路の全国特別重点調査の 実施状況について

-
- R7.1.28 埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没が発生
-
- R7.1.30 【国土交通省】流域下水道管理者に下水道管路の緊急点検の事務連絡が発出
-
- R7.2.3～ 【本市】水再生センターに流入する下水道管の緊急点検を独自に実施し、点検結果、大きな陥没につながるような下水道管の異常がないことを確認
-
- R7.2.21 【国土交通省】「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（以下、対策検討委員会）」を設置
-
- R7.3.18 【国土交通省】対策検討委員会の提言に基づき、地方公共団体に対して「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請
-
- R7.3.26～ 【本市】特別重点調査を開始
-
- R7.9.30 【本市】優先実施箇所の調査を完了
-
- R8.3.31 【本市】特別重点調査を概ね完了
-

2 下水道管路の全国特別重点調査の概要

調査は、大規模陥没が発生すると、社会的影響が大きい管路から、優先度をつけて実施



出典：国土交通省 報道発表資料 有識者委員会の提言を踏まえ「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請します（令和7年3月18日）を一部加工

(1) 調査対象

本市の特別重点調査延長

調査対象		延長
管径2m以上かつ30年以上経過した下水道管		410.0km
うち、優先実施		52.6km
内訳	①埼玉県八潮市と類似の条件の箇所	19.0km
	②構造的に腐食しやすい箇所 など	33.6km

③緊急輸送道路で陥没履歴がある箇所、④堆積土砂が顕著に増加した処理場等につながる管路は該当箇所なし

3 本市の調査内容

(2) 調査方法

排除方式別の調査方法

排除方式	調査方法	調査機器	
合流管 分流污水管	専用のテレビカメラを使用した調査	 <p>自走式テレビカメラ</p>	 <p>船体式テレビカメラ</p>
分流雨水管	調査員がマンホールから管路に入る潜行目視による調査	 <p>潜行目視調査</p>	

(2) 調査方法

- 下水道管内の水位が高い箇所などでは、飛行式ドローンや水陸両用カメラなどの新技術を活用し調査を実施

飛行式ドローン



水陸両用カメラ



4 調査の実施状況

(1) 下水道管内の状況

- 腐食やクラックなど、一定程度老朽化が進んでいる箇所を複数特定
- 陥没につながるような劣化状況は見られない



下水道管内の状況(腐食の一例)



下水道管内の状況(浸入水の一部)



下水道管内の状況(クラックの一例)

4 調査の実施状況

(2) 調査の実施状況のまとめ（3月末時点）

- 特別重点調査の対象 410kmのうち、401.7kmの現場調査と評価が完了
このうち、対策が必要な延長は、6.7km
- 調査が未了となっている8.3kmは、管路内の水位などの影響で、現場調査が困難な箇所となっており、調査手法を検討し、今後、現場調査を実施



4 調査の実施状況



(3) 今後の対策方針

速やかな対策が必要と判定した緊急度Ⅰ（延長：2.8km）については、

概ね1年程度で対策を完了

5年以内に対策が必要と判定した緊急度Ⅱ（延長：3.9km）については、

市中期計画期間の令和11年度までに対策を完了

排除方式ごとの対策が必要な延長の内訳

延長（km）

	合流	汚水	雨水	合計
調査延長	129.6	34.7	237.3	401.7
緊急度Ⅰ	2.1	0.6	0.1	2.8
緊急度Ⅱ	2.2	0.1	1.6	3.9
要対策延長	4.3	0.7	1.7	6.7

(1) 工法

- 下水道施設の劣化状況に応じて、部分修繕や管の内側全面に更生材を設置する管更生工法など、適切な工法により対策を実施

部分修繕箇所



部分修繕の例



管更生工法による改築の例

5 対策の内容

(2) 現在の対策状況

- 緊急度 I と判定した2.8km のうち、5 幹線（約0.3km）は、昨年度に管更生工法による工事に着手

3月末時点で対策に着手している箇所

	対策が必要な箇所	工事場所	管径	工事延長	工事契約
1	柏尾下倉田污水幹線	栄区内	矩形 2400mm×1440mm	40m	R7.10
2	寺尾子安合流幹線	神奈川区内	円形 5000mm	40m	R7.12
3	井土ヶ谷合流幹線	南区内	矩形 2450mm×1450mm	80m	R8.2
4	千代崎合流幹線	中区内	矩形(蓋掛け水路構造) 4500mm×2800mm	60m	R8.3
5	7-05合流雨水幹線	中区内	矩形 2000mm×2000mm	50m	R8.3
			合計	270m (約0.3km)	

下水道法等の一部改正を含めた国土交通省の検討状況

- 国土交通省では、
 - ①管路の安全性を評価する診断の基準を法制化
 - ②点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性を考慮した施設構造の原則化 など
 を含めた **下水道法の一部改正を国会で審議**
- そのほか、**点検・診断に関する基準等の見直し**を行い、政令等で定める
- 本市においては、法改正を見据えた**維持管理に着手**しています。

国の検討会における検討項目の概要

点検・診断に関する基準等	(1) 診断区分の見直し・構造に応じた診断基準 (2) 「メリハリ」をつけた点検 (3) 診断の質の確保
構造に関する基準等	(1) リダンダンシー（多重性）の確保 (2) メンテナビリティ（維持管理の容易性）の確保・向上 (3) 要注意箇所への対策
2つの「見える化」に向けた情報管理	管理者や担い手、市民への見える化
管内作業の安全性確保	安全確保が何よりも優先されるという基本スタンス

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする**道路下の埋設物について適切な維持管理が必要**。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。

法案の概要（安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立）

- ① 確実な老朽化状況の把握
 - ・ 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する**診断の基準を法制化**
※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し
 - ・ 下水道管理者は診断結果等の**維持管理の状況を公表**
- ② 下水道の戦略的な再構築
 - ・ 下水道の構造について、**点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性**（複線化等）を考慮すべきことを原則化
 - ・ 下水道管理者は施設の**計画的な改築を実施、収支見通しを公表**
- ③ 道路管理者との連携強化
 - ・ 下水道の点検に関して**道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ**